平成２１年（フ）第８５５号
岐阜県関市上之保1523番地
破産者　加藤　鐵昭
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７８号
岐阜市粟野東３丁目181番地
破産者　曽我部弘美
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８号
石川県七尾市山崎町ル部142番地
破産者　坂下　　警
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第７５号
山口県柳井市柳井1004番地
破産者　松尾　和隆
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４２号
熊本県荒尾市川登1848番地６
破産者　岸川　　直
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２６９号
宮崎県都城市梅北町6274番地３
破産者　大山　　深
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２３４号
広島市南区青崎２丁目19番１―238号
破産者　長島芙三子
1　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
2　一般調査期日　平成24年５月16日午後３時30分
平成24年２月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９９３８号
大阪府門真市大字稗島640番地の１
破産者　株式会社マツシン
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年６月15日午後３時
平成24年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８２２号
大阪市淀川区三国本町３丁目35番11号
破産者　春名　節子
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年４月26日午後３時30分
平成24年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６２号
大阪市西区京町堀２丁目５番16号ＵＴＳＵＢＯＧＩＺＡビル10Ｆ
破産者　株式会社にしじん
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年４月26日午後３時30分
平成24年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３号
和歌山県岩出市宮64番地
破産者　レディスふじわらこと　藤原　正勝
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年４月16日午前10時50分
平成24年２月27日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
滋賀県近江八幡市中小森町308番地３　中小森団地１号棟304号室、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市白鳥町13番地１　403号
破産者　大嶋和比古
1　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午後１時15分
平成24年２月27日　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１２４号
滋賀県近江八幡市中小森町308番地３　中小森団地１号棟304号室、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市白鳥町13番地１　403号
破産者　大嶋　孝子
1　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午後１時15分
平成24年２月27日　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３０８号
名古屋市緑区藤塚３丁目202番地　エトワール201号、開始決定時の住所愛知県安城市三河安城町１丁目14番地21　ガーデンヒルズ三河安城304
破産者　田口　　勉
1　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
2　一般調査期日　平成24年５月21日午後３時40分
平成24年２月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
栃木県栃木市大宮町2496番地５
破産者　岩本　英夫
1　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
2　一般調査期日　平成24年５月18日午後２時30分
平成24年２月27日
宇都宮地方裁判所栃木支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２０７号
愛知県安城市横山町大山田中61―２
破産者　杉浦　裕次
1　期日　平成24年５月７日午後４時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第７５号
山口県岩国市御庄３丁目118番地の６
破産者　有限会社サクセス
異議申述期間　平成24年４月９日まで
平成24年２月28日　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５５号
北海道根室市松本町４丁目３番地
破産者　橋本建設株式会社
異議申述期間　平成24年４月13日まで
平成24年２月24日　釧路地方裁判所根室支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７６４９号
東京都港区南青山７丁目13―３―602
破産者　馬場　厚子
免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
平成24年２月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７１３号
東京都渋谷区松濤１丁目12―８―101
破産者　佐藤　俊行
免責意見申述期間　平成24年４月28日まで
平成24年２月28日
東京地方裁判所民事第20部